# 笠間市議会基本条例について

# 1. 条例の概要

この条例は、二元代表制の下、議会が担うべき役割を果たすために必要な基本的事項 を定めるものです。

議会の活性化、議会の改革の動きの中で推進されてきたこれまでの取り組みを確かなものとするため、議会及び議員の責務を自覚しながら、市民の負託に応えられる議会を目指し、全力で取り組んでいくことを宣言し、ここに議会運営における最高規範として、この条例を制定するものです。

# 2. 主な内容

#### 前 文

議会改革の背景、議会の現状、市民が求める議会のあるべき姿について

#### 第 1 章 総 則

〈第1条〉 前文を受けた本条例の目的について

#### 第 2 章 議会運営及び議員活動の原則

- 〈第2条〉 議会運営の原則(公正性・透明性の確保)について
- 〈第3条〉 議員活動の原則(資質向上、説明責任等)について
- 〈第4条〉 会派結成、説明責任、会派間の調整等について
- 〈第5条〉 危機管理体制の整備について
- 〈第6条〉 議員の能力向上のため、議員研修の充実強化について

#### 第 3 章 市民と議会の関係

〈第7条〉 市民に対する情報発信、会議の公開、市民との連携(公聴会制度・参考 人制度・情報交換)について

#### 第 4 章 議会と執行機関の関係

- 〈第8条〉 議員と市長等との関係(緊張関係の保持、質疑応答、反問権)について
- 〈第9条〉 政策、計画、事業の提案について、市に対し明確な説明を求めること について
- 〈第10条〉 地方自治法の規定に基づき、市議会で議決すべき事件について
- 〈第11条〉 市の事務に対する議会の監視・評価する責務、市に対する資料請求 について
- 〈第12条〉 議員による積極的な政策の立案・提言・討議等について

#### 第 5 章 政務活動費

〈第13条〉 政務活動費の活用、使途の公開について

#### 第 6 章 議員の政治倫理

〈第14条〉 倫理観をもった議員活動について

#### 第 7 章 議員の定数及び報酬

- 〈第15条〉 議員の定数の決定・改正について
- 〈第16条〉 議員報酬の決定、改正の提案について

## 第 8 章 議会の体制強化及び体制整備

- 〈第17条〉 多様性の尊重について
- 〈第18条〉 議会事務局の体制整備について
- 〈第19条〉 議会図書室の充実について
- 〈第20条〉 情報通信技術の積極的な活用について

## 第 9 章 最高規範性及び見直し手続き

〈第21条〉 本条例の「最高規範性」について

〈第22条〉 本条例で定めた目的が達成されているかの検証、見直し等について

〈第23条〉 本条例で規定された事項以外について、別に定めることについて

# 3. 施行日

この条例は、交付の日から施行する。